

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

グリーン化の取組

【企業・取引先について】

社長、従業員26名の縫製会社である。下請けには、縫製会社、プレス工場などのものづくりを行っている中小企業がある。

【取組の背景】

縫製工場の現状は、ミシン・プレス機などの主力の設備をはじめ、電気設備・空調設備等においても使用年数が経った古い設備を使っている事業所が多い。まずは、自社の電力使用量の把握することから始め、下請けにも情報の共有化を進めて、省エネ改善を進めていきたい。

【取組内容】

○省エネ診断の受診：一般社団法人ふくいエネルギー・マネジメント協会が行う省エネ診断※の受診。

※省エネ診断について：福井県内の中小企業等が抱えるエネルギーに関する様々な課題や省エネの取組に対して、エネルギー使用の専門的な観点や、経営改善の視点から省エネに関するアドバイスを行っている。

○省エネ診断結果の共有

診断の結果、次の改善提案を受けた。

- ① コンプレッサー吐出圧力の低減
- ② コンプレッサー給気温度の低減
- ③ コンプレッサーのエア漏れ改善
- ④ 照明のLED化
- ⑤ 変圧器の更新
- ⑥ 空調の高効率化
- ⑦ 太陽光発電設備の導入

投資を伴う改善もあるが、投資を必要としない改善もあり、この結果を下請けと情報の共有化を図り、下請けにも省エネ診断の受診をすすめ、それぞれの事業所に応じた省エネ改善を出来るところから取り組んでいく。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和6年11月2日

株式会社モンスター

企 業 名

代表取締役 草桶 嘉之

役職・氏名